

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	明神 (明神)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻中心で一部において玉葱を栽培している農家がある。また、畜産農家もいることから耕畜連携の取り組みも行われている。

地域内の農地については、圃場整備がほぼ完了しており、優良農地においては放棄田の発生はない。

しかし、山間部では鳥獣被害が発生しており、草刈りに労力を取られることが多く、さらに、高齢化も進んでいることから、機械導入による草刈りや農作業の省力化が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も各担い手による水稻、玉葱、牧草栽培などの農業経営は継続していく。

山間部では鳥獣害対策をしっかりと行い、草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。

ため池の草刈りや水路掃除などの共同施設は、地域全体で取り組んでいく。

優良農地の担い手への集約を進めていくと同時に、さらなる機械化や労力軽減の取り組みを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

明神地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画を毎年見直すうえで、農地を手放す農家がいる場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付を行い、農地の維持管理を行っていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。 また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、専業農家と兼業農家があり、今後も地域で農地を守っていくことを基本とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山間部を中心に鳥獣害被害が出ていることから、集落ぐるみで対策を実施する。
 ②⑨畜産農家から良質な堆肥の供給を受けるなど耕畜連携の取り組みを進めることで肥料の削減を図る。
 ⑦中山間地域等直接支払や多面的機能支払制度を活用し集落ぐるみで農地の保全管理を行う。